

青森県報

第二千八百三十三号

平成十九年
九月十八日
(火曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 一
- 公共測量の実施……………(監 理 課) …… 二
- 宅地建物取引業者の免許の取消し……………(建 築 住 宅 課) …… 二

公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域 局) …… 二
- 右 ……(三 八 地 域 局) …… 三
- 右 ……(西 北 地 域 局) …… 三
- 右 ……(同) …… 三
- 右 ……(上 北 地 域 局) …… 三
- 出先機関……………
- 土地改良区の定款変更の認可……………(西 北 地 域 局) …… 四
- 右 ……(同) …… 四
- 右 ……(同) …… 四
- 右 ……(同) …… 四
- 右 ……(同) …… 四
- 右 ……(同) …… 四

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事 務 局) …… 五

告

示

青森県告示第六百六十九号

介護保険法(平成十九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	指定居宅サービス事業者	居宅サ ービスの 種類	居宅サ ービス事 業所	指 定 年 月 日
	主たる事務所 所在地又は住所			
地域コミュニ ティ株式 会社	三戸郡階上町大 字赤保内字柳沢 一五の二〇	通所介 護	デイサービ スセンター ありがとう	平成 一九 年 九 月 五

青森県告示第六百七十号

介護保険法(平成十九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したので、同法第一百五十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名 地域コミュニケーション株式会社	主たる事務所の所在地又は住所 三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二二〇	介護予防サービスの種類 介護予防施設	介護予防サービス事業所 名称 デイサービスセンター ありがとう	所在地 三戸郡階上町大字赤保内字柳沢一五の二二〇	指定年月日 平成一九・九・五
---------------	---------------------------	--	-----------------------	--	-----------------------------	-------------------

青森県告示第六百七十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
八戸市
- 二 測量の種類
公共測量（空中画像撮影）
- 三 測量の期間
平成十九年九月十日から平成二十一年三月十五日まで
- 四 測量の地域
八戸市

青森県告示第六百七十二号

平成十九年七月三十日次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できない旨の公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成十九年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社秋元宅建
 二 代表者の氏名 秋元 秀吉
 三 主たる事務所の所在地 青森市古川二丁目三の一八
 四 免許証番号 青森県知事（四）第二四八四号
 （告示）この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てをすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社津軽工務店
- 二 代表者の氏名 小野 鉄雄
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字枝川字狐森二四の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第六四〇一号
- 五 取消年月日 平成十九年八月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十九年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社分枝工務店

二 代表者の氏名 分枝 弘光

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字妙字分枝六の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第四六〇二号

五 取消年月日 平成十九年八月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年五月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社濱名土木

二 代表者の氏名 濱名 康治

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字長野字福岡三四の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一二〇〇五号

五 取消年月日 平成十九年八月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社野呂建設

二 代表者の氏名 野呂 佳代子

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造館岡稲葉一四〇の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第二二九八号

五 取消年月日 平成十九年八月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年八月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ティ・アール・シー株式会社

- 二 代表者の氏名 高橋 鐵朗
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字塔ノ沢山九三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一四一九二号
- 五 取消年月日 平成十九年八月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、西津軽土地改良区の定款の変更を平成十九年六月六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十八日

西北地域県民局長 神 豊 勝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、板柳東部土地改良区の定款の変更を平成十九年六月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十八日

西北地域県民局長 神 豊 勝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、赤石川土地改良区の定款の変更を平成十九年六月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十八日

西北地域県民局長 神 豊 勝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、五所川原北部土地改良区の定款の変更を平成十九年七月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十八日

西北地域県民局長 神 豊 勝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、十三湖土地改良区の定款の変更を平成十九年八月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十八日

西北地域県民局長 神 豊 勝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、枝川鶴田土地改良区の定款の変更を平成十九年八月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十八日

西北地域県民局長 神 豊 勝

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九十三号

平成十九年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成十九年九月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一三三、六一四 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二六三、四四九 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

- 東津軽郡選挙区 八、四〇六 人
- 西津軽郡選挙区 六、七八四 人
- 南津軽郡選挙区 六、九八六 人
- 北津軽郡選挙区 八、五七三 人
- 上北郡選挙区 二九、三〇五 人
- 三戸郡選挙区 二二、二二四 人
- 青森市選挙区 八四、七九四 人

- 弘前市選挙区 五一、七四九 人
- 八戸市選挙区 六六、二三九 人
- 黒石市選挙区 一〇、四四三 人
- 五所川原市選挙区 二一、三〇七 人
- 十和田市選挙区 一八、二七八 人
- 三沢市選挙区 一、二七一 人
- むつ市選挙区 二一、二五八 人
- つがる市選挙区 一〇、八四一 人
- 平川市選挙区 一三、一四五 人

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭